

1-08-15

れた後、琉球が送った迎封の使は、崇禎三年十月・四年三月・同年十月・五年二月・同年九月・六年二月、の六回である。

(7) 儀節の閑を克くす…君子の多きや 使者が儀礼を守つて立派であること。彬彬は文飾と質とふたつながら備わるさま。「論語」雍也篇に「文質彬彬、然後君子」とある。

(8) 披宣 ひらいて読む。

福建布政司より琉球国あて、冊封使を護送し謝恩した船の帰国を知らせる咨(一六三四、六、一一)

福建等処承宣布政使司、天使の回駕を護送する事の為にす。

案照するに、崇禎六年(一六三三)十二月初八日、琉球国中山王尚(豊)の咨を准く。王舅吳鶴齡・正議大夫蔡堅・都通事金応元等を差わし、夷梢を率領して表箋文を齎捧し、方物を装載して前来し、京に赴きて謝恩し、並びに封舟を護送し、及び貢期を復するを請わしむ、等の因あり。司に到れば此れを准く。随いで方物を將て盤驗して明白ならしめ、夷衆は例に照らして宴待し安挿す。已經に官を差わして伴送し、方物は解進して京に赴かしむるの外、今、照らすに便ち各夷は風に趁りて帰国す。合に就ち咨覆すべし。此の為に理として合に備懸して貴国に移咨すべし。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、琉球国に咨す

崇禎七年(一六三四)六月十一日

注 (1) 尚(豊)の咨 (一九一二)。

(2) 表箋文 表文は(二三〇九)。

1-08-16

福建布政司より琉球国あて、封船の帰還、謝恩の方物の受領、探問の使者の帰国を知らせる咨(一六三四、六、一一)

福建等処承宣布政使司、天使の回駕するに、音信を詢問する事の為にす。

本年(一六三四)四月初三日、琉球国中山王尚(豊)の咨を准くるに、使者・都通事等の官の鄭子廉等を差わし、夷梢を率領して船隻に坐駕し、前来して天使の回朝の消息を探問し、及び前に差わせる王舅吳鶴齡・正議大夫蔡堅等の官の、謝恩の船隻にて順齎して生硫黄二千斤を載せて以て下年の貢儀を補いしやを査せしむ、等の因あり。司に到れば此れを准く。査得するに、天使の封舟並びに謝恩の船隻は、俱に崇禎六年十一月七日に回駕して閩に旋り、南台繇り登陸し、崇禎七年正月十六日に榮帰して復命す。其の硫黄二千斤は已經に盤驗して庫に貯え、夷官夷衆は例に照らして安挿するの外、今、照らすに、各夷は汛、便なれば風に趁り